部活動（特設クラブ）に係る活動方針

１　部活動のねらい

（1）　心身の著しい発達段階の中において、豊かな学校生活を送るための一助とする。
（2）　教師と児童生徒及び児童生徒相互の望ましい人間関係を確立し、協調性・社会性を培う。
（3）　前期課程の特設部活動においては、正課のクラブ活動以外の課外活動として計画的・継続的な指導を行い、練習やコンクール、大会に参加する体験をさせながら、個性の伸長や体力・技能の向上を考慮した活動を目指す。
（4）　運動部活動においては、スポーツ本来の持つ楽しさを体験させながら、忍耐力や精神力の育成を考慮した活動を目指す。
（5）　文化部活動においては、芸術や美術への多様な体験をさせながら、豊かな感性の育成を考慮した活動を目指す。

２　設置部（特設部を含む）

（1）　常設部（後期課程）
　①　運動部　　○野球部（男）　　○卓球部（男）　　○ソフトテニス部（女）　　○バドミントン部（女）
　②　文化部　　○音楽部（男女）　○美術部（男女）
（2）　特設部（前期課程・後期課程）
　①　陸上（前期）・・・○　～全国小学生陸上競技交流大会（６月・県大会７月）まで（希望者）
　　○　～いわせ地区小学校陸上競技交流大会（１０月）まで（５・６年生）
　　陸上（後期）・・・○　～支部陸上大会（５月）まで（希望者）
　　○　～支部駅伝大会（８月）まで（希望者）
　②　合唱（後期）　　○　～地区合唱祭（８月）まで（希望者）
　③　合奏（前期）　　○　運動会終了～地区合奏祭（９月）（４年生）

３　活動日と休養日および活動時間について

（1）　活動時間（準備・片付けを除いて、平日は２時間、学校の休業日は３時間を上限とする）

	期　　間	完全下校時間	休業日の活動時間
前期 特設	陸上：大会それぞれの終了まで 合奏：運動会終了～地区合奏祭	１６：４０ (試走の場合) １７：００	
後期	４月～９月	１８：４０	１６：３０までの３時間
	１０月～２月（学年末テストまで）	１７：４０	１６：００までの３時間
	※秋華祭まで	１８：１０	１６：００までの３時間
	２月（学年末テスト終了から）～３月	１８：１０	１６：３０までの３時間

（2）　活動日と休養日
　①　水曜日と土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。（週２日以上の休養日を設定する）
　②　水曜日以外の平日において、部活動ができない場合、その日をその週の休養日とすることができる。
　③　土曜日・日曜日に大会等がある場合、翌週に必ず１日間の休養日を振り替えなければならない。
　④　３日間以上の連休の場合については、校長の判断の下、必要な休養日を設定しなければならない。
　⑤　定期テスト前については、１日間実施のテストはその前日までの５日間、２日間実施のテストは１日目の前日までの５日間を『部活動休止日』とする。

（3）　その他

①　上位大会や各種コンクールへの出場を控え、やむを得ず活動日と活動時間を確保しなければならない場合は、『部活動延長届』の手続きをとれば活動できる。ただし、活動時間の上限を超えないものとする。

②　各部の担当者は、毎月の活動予定表を作成し、生徒に配付しなければならない。なお、職員室後方のホワイトボードにも掲示すること。

③　７年生については、部活動編成会前日までの活動時間は１７：００までとし、学校の休業日も参加しない。

④　３学期に実施する６年生部活動早期入部期間に活動を希望する児童は、１７：００下校とする。

４　部の編成について

◎　後期課程においては、全生徒が常設部活動に所属するものとする。

◎　入部免除について

（地域スポーツクラブなどに所属している生徒で、学校の部活動への参加が困難な場合、免除申請書を提出後、校内で検討し、該当する場合は入部を免除する）

（1）　部の新設、廃部

①　新設

・　原則として新設はしない。ただし、学校全体の見地（生徒の実態、地域性、施設面、顧問等）から判断して、新規に発足した方がよいと考えられる部については顧問会議で検討し、職員会議で決定する。

・　運動部は、年度初めに行われる部活動結成時点で７年生の中体連大会団体参加可能人数の希望者とその競技特性を熟知し、技能・指導方法に熟練した教師が負担なく責任を持って担当できること。

・　文化部は、年度初めに行われる部活動結成時点で全体で１０名以上の人数の確保と顧問として教師が負担なく責任を持って担当できること。

②　廃部

・　原則として、既存部で運動部は中体連、文化部はコンクール等に参加不可能な人数の状況が長期続いた場合、あらゆる事情で活動の継続が困難な場合、顧問教師の確保に不可能が生じた場合、適時に顧問会議を開催して廃部を検討し、職員会議で決定する。

（2）　部活動編成会（常設部）

・　教育計画の「部活動編成会」を参照

（3）　手続き

①　入部

・　入部を希望する生徒は、「部活動入部許可願い」を年度初めに担任に提出する。担任は、部活動ごとに顧問に提出する。

②　転部

・　諸事情により、やむを得ず、転部を希望する生徒は、担任または現顧問に転部希望の意思とその理由を報告し、担任または現顧問は保護者と連絡を取って転部の手続きとして「転部許可願い」を提出する。なお、生徒指導委員会での報告を行い、共通理解のもと転部の手続きを取らなければならない。

（4）　特設部活動

①　特設部活動は、陸上（前期・後期）、駅伝（後期）、合唱（後期）、合奏（前期）とする。

②　特設部活動の活動時間は、朝練習と放課後など主たる教育活動の妨げとならない時間帯に効率的に行う。

③　特設部活動の部員は、顧問が認めた児童生徒のみとし、本来の常設部活動や主たる教育活動の妨げにならないよう計画的に活動する。

④　原則として、活動に関する一切は常設と同様とする。

（5）　顧問体制

①　活動の活性化と安全性を考慮し、複数顧問制（２名以上）とする。

②　特設部活動においては、それぞれ体育科主任と音楽科主任が中心となって運営するが、全職員が協力する。

③　部活動担当者は、必要に応じて部活動顧問会議を開催し、協議等を行うことができる。

５　その他

（1）　活動に関する共通理解

①　事故防止の強化

・　各部ごとに「年間活動計画」と「月別計画書及び報告書」を作成し、計画的な活動とその実績を記録しなければならない。

・　活動の場には顧問が必ず立ち会うことを徹底し、立ち会えないときは中止する（会議・出張等）。
・　児童生徒の体力や技能、個人差に応じた練習メニューに配慮し、活動終了後は、健康観察を行う。
・　けがや病気をした場合は、顧問・保護者双方の連絡を密にする。特に、大きなけがや病気が治って練習に復帰するときは、回復の程度を慎重に把握するように努め、必要によっては保護者とともに医師の指導を仰ぐ。
・　活動が過熱化し、体罰等は絶対に行わず、参加を強制したりすることは慎み、生徒の意思や学業などに個別の配慮を行う。
・　学校の休業日の活動においても、集合時刻に出欠を確認し、連絡がない児童生徒については直ちに保護者に連絡をする。

②　保護者との共通理解

・　部活動の活動時間、活動場所等を記載した月ごとの計画表を配付し、特に、休業日等の大会や練習試合については、事前に保護者への周知と協力を得られるように配慮をする。
・　特設部活動に関しては、活動の事前に保護者宛文書で周知し、承諾書を取って活動する。

（２）　小中一貫教育

①　６年生体験入部を１１月に実施
②　６年生早期入部を２月～３月に実施